

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機設置の用に供するための教育財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 別紙仕様書のとおり
- (3) 貸付条件等 別紙仕様書のとおり
- (4) 貸付期間 令和6年5月1日から令和8年3月31日まで（更新なし）
（ただし、美術館のリニューアル工事の進捗状況により、貸付期間を変更する場合がある）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 宮城県の自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等の入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表に規定する措置要件に該当しない者であること。

3 入札参加資格申請場所及び提出期限

2(1)の宮城県の自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録簿への登録を希望する者は、下記提出書類に必要事項を記入の上、宮城県総務部管財課財産管理班（〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 電話022-2211-2352）あて、令和6年4月11日（木）午後5時までに提出すること。郵送による場合は、書留郵便とし必着のこと。この場合、封筒の宛名には「宮城県管財課財産管理班 行き」と必ず記入すること。

【提出書類】

- イ 自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録申請書（様式第1号）
- ロ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことの証明書
- ハ 誓約書（様式第2号）及び役員等名簿（様式第2号別紙）
- ニ 県税の納税証明書
- ホ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ヘ 2年以上継続して自動販売機を設置した実績を証明する書類（使用許可書又は契約書の写し等）
- ト 委任状（参考様式1 県外に本店を有する者で、その代表者から入札等の権限を委任された県内にある支店又は営業所を代表する者が申請する場合）
なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は説明等を求めることがある。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間
 - イ 場所 5(4)に示す場所に同じ。
 - ロ 期間 令和6年4月10日（水）から令和6年4月17日（水）午後5時まで
- (2) 入札及び開札の日時及び場所等
 - イ 日時 令和6年4月23日（火）午前10時から
 - ロ 場所 宮城県美術館1階会議室

5 質問事項

(1) 提出方法

一般競争入札説明書等に関する質問書（様式第3号）を電子メール又はファクシミリで提出するものとする。

(2) 受付期限

令和6年4月19日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

(2)で定める期限までに受け付けた質問に対する回答については、随時、宮城県美術館ホームページに掲載する。

(4) 問い合わせ先

宮城県美術館 本館1階 事務室（仙台市青葉区川内元支倉 34-1）

電話番号 022-221-2111

電子メール bijutu@pref.miyagi.lg.jp

ファクシミリ 022-221-2115

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式第4号）に必要とする事項を記載し、4（2）に示す日時及び場所へ持参すること。

(2) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人が入札書を持参する場合は委任状（様式第5号）を持参すること。

(4) 入札書には入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。また、代理人が入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、貸出が複数箇所となるため、内訳書を提出することとし、この提出については、落札者のみから徴することとする。

7 入札金額

(1) 入札書には年額の金額を記載すること。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

8 開札等

(1) 開札は4（2）で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格以上の入札者がいないときは直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。

9 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関し、館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。

(2) 入札書は所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都

合のあるときはこの限りではない。

- (3) 入札者は代理人に入札させるときは、物件番号ごとにその委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に付する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなく契約をしなかった者
 - ヘ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

11 入札保証金 免除する。

12 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなすなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 金額以外の訂正であって、訂正箇所に訂正の押印をしていない入札
- (7) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

14 落札者の決定方法

- (1) 宮城県美術館が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にく

- じを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

15 契約書等の作成等

- (1) 契約書（様式第6号）により行うものとする。なお、契約の際は、暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第7号）を提出するものとする。
- (2) 落札決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (4) 落札者が(2)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (5) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

16 契約保証金

契約の相手方となった者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、財務規則第114条第1項の規定に該当する場合は免除とする。

【財務規則第114条第1項】

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二年間に国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (6) 財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (7) 国、地方公共団体又は公共的団体と契約を締結するとき。
- (8) 民間非営利活動を推進するため、知事が別に定める基準に基づき選定された事業について、宮城県の民間非営利活動を促進するための条例(平成十年宮城県条例第三十六号)第二条第二項に規定する民間非営利活動団体と契約金額が五百万円未満の契約を締結するとき。
- (9) 選定事業に係る契約を締結する場合において、当該契約の相手方を被保険者として保険会社との間に締結された履行保証保険契約に係る保険金請求権又は当該契約の相手方を被保証者として保証事業会社との間に締結された債務の不履行によつて当該契約の相手方に生じる損害金の支払を保証する保証契約に係る保証金請求権について、当該選定事業に係る契約による債務の不履行によつて生じる損害金の支払を目的とする債権の担保として質権が設定されたとき。
- (10) 前各号に定める場合のほか、確実に契約が履行されるもので契約執行者が適当と認めるとき。

17 貸付料の納付

各年度、宮城県美術館が発行する納入通知書により一括納付すること。

18 その他

貸付場所については仕様書別紙「自動販売機設置箇所図」のとおりであるが、調査の必要がある場合は連絡先に連絡し訪問すること。